

シロキ中核的労働要求事項に関する方針声明

当社は、労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言に基づき、以下の中核的労働要求事項を尊重し、すべての職場においてこの方針を遵守いたします。

1. 児童労働の禁止

法令に定められた雇用の最低年齢に満たない児童を就労させません。

2. 強制労働の禁止

あらゆる就労形態においても、不当な労働を強制しません。

3. 雇用及び職業における差別の撤廃

基本的人権を尊重し、国籍、人種、性別、宗教などによる差別をしません。

4. 結社の自由と団体交渉権の尊重

結社の自由及び労使間協議を目的とした団体交渉権を尊重します。

2022 年 6 月制定

2022 年 9 月改定

株式会社シロキ

代表取締役社長 白木 栄次郎